

平成30年第7回筑紫野市農業委員会総会
議事録

平成30年7月9日 午後3時01分
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年7月9日 午後3時01分
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年7月9日 午後3時56分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、日永田美月、八尋一男、

八尋雄二、平山正美、柴田祥弘、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

岡島勝實

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第16号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第17号 非農地証明願いについて

農政

議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○事務局：皆さんこんにちは。暑い中、また昨日までの大きな雨が終わった後のお疲れのところ、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

まず、被害が多数発生しております。当然、被災されてある方が、農地も含めて多数ありますので、そういった方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

農地の被害、農業用施設の被害が今も多数報告が上がってきております。上がってきておるんですけども、お願い事として一つ、被害の状況は、できましたら集落ごとにまとめていただいた上で、区長さんあたりを通じて。今もう報告しているよというものもひっくるめて、「区長さん、うちはこれだけあったよ」というものをなるべく早目にまとめていただいて、私ども農政のほうに御報告していただければ、すぐというわけにはいきませんが、現地を確認させていただいた上で、どのように対応するという事を連絡させていただこうかなと思っております。

「これはどこに言ったらいいのかな」とか、「あそこの誰々さんの家が壊れているよ」とか、本人さんが気がついていないところも、もしかしたらあるかもしれませんので、気がついた方が私どもに言っていただくのもよろしいんですけど、できたら、区長さんあたりで「うちの区はこうだったよ」という事をまとめていただくと、私たちも把握するときにやりやすいところがありますので、ぜひ協力をお願いしたいと思っております。

農地を今見ただけでも結構のりが崩れております。今回、雨量が多くて水路を塞いでしまった関係で、土砂などが田んぼ等にあふれてたまっているとかが多数見られております。土砂が入り込んでいるとかいうことも、例えば「土砂が水路にたまっているよ」とか、「自分たちではちょっと取り除けないな」とか、そういったところがあれば上げていただきたいと思っております。

田んぼだけじゃなくて、いわゆる農業用施設でも、道路が崩れている、水路が崩れているというところですね。あと、お気づきであれば、例えば「ここの山がずれているよ」とか、そういったこともうちのほうになるところが多くございますので、その辺をまとめていただいて。件数的な把握をうちもなるべく早目にしたいと思っておりますので、できる限り早目にですね。ちょうどきょうぐらいから天気も回復して、しばらくいいようなので、ちょっと巡回していただいた上で報告をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○委員：山家の分は一つの区だけは上がってきておると思うけれども、あとは上がってきていないと思うんですよ。40件ぐらい、今、全体……。

○事務局：報告が来て、まだ見に行っていない分が結構あるんです。2区とかも……。

○委員：山家は一回全部を見てほしいです。区ごとではなく。コミュニティーで出しますので。

○事務局：それはどこかで取りまとめていただければ、うちは見回りしますので。

済みません、もう一点だけ。被害を報告していただくときに、位置図がきれいについていると

私たちが見て回るときにすぐ行けますので、できればゼンリンとかの地図がありますよね、それに「ここ」という印をつけて、一緒に出していただくと非常に助かります。それがなければ、例えば「大きな道路から道を挟んで、ここの3枚目」とか、圃場の形を略図で描いていただいて、「ここ」と言っていたるか、それか、はっきり田んぼの地番がわかれば、その地番をひっくり返して書いていただくと、後で場所の特定が容易にできますので。

○委員：そしたら、そのゼンリンの地図は市役所で出せますか。

○事務局：だから、来ていただいて、「ここよ」「ここよ」「ここよ」と言っていたら、その都度うちが焼いて、つけますので。それで構いません。

○議長：また後で何かありましたらお尋ねください。

本当、今度の水害では皆さんいろいろと、隣組も含めまして、農地に相当被害が出ているようでございます。今、事務局が申されましたように、できるだけ早く出しておかないと県の補助とか何かいろいろ手続がありますし、市のほうも急ぐようでございますので、御協力よろしく願いいたします。

早速でございますが、ただいまから会議を進めてまいりたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第7回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、1番の井上委員さん、それから8番の岡部委員さんを御指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、既に御配付しております議案の目録の順序に従いまして審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第20号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が5件ほどございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか2筆。田554.57平米、畑107平米、合計661.57平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□ほか3筆。田6,039平米、合計6,039平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか3筆。田4,501平米、畑542平米、合計5,043平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

4番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。田2,964平米、合計2,964

平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

5番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□ほか1筆。田1,005平米、合計1,005平米。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：今5件ほど届出の報告がありましたけど、本件について御質疑のある方は発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告をこれで終了します。

次に進ませてもらいます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第21号、議案書のとおり、農地の転用届出が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、福岡市□□、□□。届出地の表示、□□ほか2筆。田1,605平米、合計1,605平米。転用目的、共同住宅。構造規模、鉄筋コンクリートづくり。工事期間、平成30年1月12日から平成31年9月3日まで。開発許可の要否、県開発許可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月13日。

これにつきましては、転用目的が共同住宅となっておりますけれども、分譲のマンションになります。階数は15階建てということになっております。

以上です。

○議長：本件について御質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に進めます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第22号、議案書のとおり、農地の転用届出が8件ございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田49平米、合計49平米。転用目的、住宅地。契約内容、交換。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月27日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月11日。

2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、春日市□□、□□。届出地の表示、□□。田49

平米、合計49平米。転用目的、駐車場。契約内容、交換。構造規模、アスファルト舗装。工事期間、平成30年10月10日から平成30年10月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月11日。

3番、譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田755平米、合計755平米。転用目的、貸駐車場。契約内容、共有物分割。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月19日から平成30年7月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月12日。

4番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、春日市□□、□□。届出地の表示、□□。田755平米、合計755平米。転用目的、貸駐車場。契約内容、共有物分割。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月19日から平成30年7月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月12日。

3番と4番につきましては、もともと1筆の土地を共有で持ってあったんですが、この1筆を2筆に分けて、それぞれを単有の持分、□□さん名義、□□さん名義のそれぞれ単独の名義にするということの届け出になっております。

続きまして、5番、譲受人、春日市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□ほか1筆。田272平米、合計272平米。転用目的、貸駐車場。契約内容、共有物分割。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月19日から平成30年7月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月12日。

6番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、糟屋郡篠栗町□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□ほか1筆。田868平米、合計868平米。転用目的、貸駐車場。契約内容、共有物分割。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月19日から平成30年7月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月12日。

7番、譲受人、糟屋郡篠栗町□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□ほか1筆。田1,075平米、合計1,075平米。転用目的、貸駐車場。契約内容、共有物分割。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年6月19日から平成30年7月31日。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年6月12日。

5番から7番につきましても、先ほどの3番と4番と同じように、もともと1筆だった土地を3人で共有してあったんですが、それを3筆に分筆して、それぞれの単有の名義にするということの届け出になっております。

続きまして8番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。畑168平米、合計168平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年8月20日から平成30年11月30日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、

要件具備。受付月日、平成30年6月15日。

以上です。

○議長：今説明を受けましたが、本件に関する質疑等ございましたら御発言願います。

ちょっと一つだけ教えてくれないかな。持分が、例えば3番は□□さんが2分の1だと。同じ番地の□□のところのあとの2分の1は誰が持っていて、将来どんな形態であれするのか。あとの半分は別にまた出してくるの。この辺はどういうようになるの。持分が書いてあるのでわかるんだけど……。

○事務局：3番ですか。

○議長：ほかのところも持分が書いてあるでしょう。ほかのところも関連して同じような……。

○事務局：例えば3番で言えば、□□さんが持分2分の1で、□□さんが残りの2分の1を持ってあるんですね。□□さんの2分の1を□□さんにそのまま譲って、□□さんがもともと2分の1持っていて、一人の名義になるという。

○議長：そうしたら、3番と4番が同じように関連がある、同じあれですね。

○事務局：そうです。同じ……。

○議長：しかし番地が違う。□□と□□と、これは分筆してるからこうなってるの。

○事務局：そうです。もともと1筆を二つに分けて……。

○議長：□□と□□に分けて、それをこうああしたわけね。

○事務局：そうです。一人一人の名義に。共有だったのを、分筆して一人一人の名義にしたと。

○議長：わかりました。また出てくるのかなと思った。

ほかに何かありますか。質疑等ございましたら御発言願います。どうぞ。

○委員：次のページの持分で、3人足し合わせたら1000を超すけど。

○議長：よろしいですか。

○委員：5、6、7で、持分の1000分の392と485と392を足したら1000を超すけど、これは何ですか。どこか違うんじゃない。

○議長：ほかに何か質疑等ございましたら、御発言願います。

ないようであれば、次に進めさせていただきます。

○事務局：ちょっと待って。この持分が違うんじゃないだろうかという話になってます。

○議長：説明がつきますか。

○事務局：登記簿がついているやろう。

○事務局：はい。

○事務局：□□、もう1筆あるってそれぞれ書いてあるでしょう、5番から7番。

○事務局：はい。

○事務局：だから、もともとの筆は□□か何かやったの。□□と□□がさっきみたいに分筆して持分を、あった持分を持っていきよるんやろう。

○事務局：そうです。もともとは□□というのがあって……。

○事務局：もともとが□□。

○事務局：はい。

○事務局：□□と……。

○事務局：□□だけです。

○事務局：□□だけ。5番の□□というのと、ほか1筆ってある、ほか1筆はどれ。

○事務局：□□というのと、□□という2筆があって……。

○事務局：いや、□□が、□□、□□、□□に分かれたんやろう。

○事務局：そうです。それと、あと□□……。

○委員：一番上が123。次が392。一番下が485でいいんやろう。□□、それでいいですよ。この三つの面積でしょう。

○事務局：もともとの持分、□□さんの持分は1000分の392で、□□さんの持分は485で、もう一方、□□さん、これは移動がない方で、全部もらうだけの人の持分が123で、足して1000です。だから、もう一人、□□さんがもともと持っていたものはそれにずっと集めているから、ここの譲渡人のところに入らないからですね。持分が出てきていないから、今、□□委員が言われたようなこと、何で合わないのかということになっていますけど、持分は392と485と、もう一方□□さんが123を持分で持ってあって、合計の1000です。そういうことです。

○議長：ほかに何か御質疑がないようであれば。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終了いたします。

次に議案に入ります。

議案第16号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）に関する件を議題といたします。

1、2番について、関連がございますので一括して審議を進めさせていただきます。地区担当委員の説明をお願いいたします。□□委員、よろしく申し上げます。

○委員：現地につきましては裏に地図が載っておりますが、□□委員さんと一緒に見て回っています。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□ほか3筆。田4,166平米。圃場整備地域外です。異動の内容は、相手方要望。□□さんのほうが病気をされて、ぐあいが悪いので農業をやめるということで、売買をされるということでございます。

それから、2番、譲受人、筑紫野市□□、□□。同じ方です。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。田966平米でございます。これも相手方要望とありますが、実は□□さんのほうが欲しいと言われたのと、あわせてこの□□さんという方は、地図をちょっと見ていただきたいと思いますが、1枚目の地図より2枚目の地図のほうがわかりやすいかと思います。2枚目に同じ地図が色の塗り方が違う分があると思います。ちょうど中央部分にひょうたんみたいな感じのちょっと下のほうが細いやつがあります。これが□□さんをお持ちの分。それから、その下の1、2、3、4枚ですね。1枚が大きいやつで、その下に2枚あって、またもう1枚。一番下に通っているのは鉄道です。□□線でございます。この4枚を□□さんをお持ちで、これを□□さんに譲ると。それから、その隣接して、これは高さが高くなっています。左側に道路があります。真ん中をずっと縦断しています。これのすぐ横の少し落ちたところ、中段ぐらいになります。この4枚をまとめて買いたい。そして農業をしたいということで……。農業をしたいのではなく、農業をされているから農地として買いますということです。

実はご存じかもしれませんが、□□さんは□□の社長で、今もめています、□□の社長でもあるという方でございます。農地は、筑前町なり、福岡の早良のほうとか、宮城県の仙台にもお持ちということでございます。農機具等も所有。あと、事務局のほうにいろいろ迷惑をかけまして、いろいろ調べていただいておりますので、御報告をいただきたいと思います。

そういったことで、当面農地で買われるんですが、□□の会社が今の地図の右上のほうにあるんです。この2枚目の地図の右側に、斜めにほぼ真っ直ぐに線が入っていますよね。これがトンネルに抜けている新しい道路です。この上にトンネルがあって、その上に□□ないしは□□ができる予定のところがあるという状況です。実は□□は、ここの手前の部分も一部持ってあるそうです。ただ、農地ではございません。宅地です。合わせてそこを買いたいということです。何で農地でとは言ったけど、いずれ転用が出てくるやもしれない感じで、そういったところです。

あとは事務局のほうから申しわけございませんが、いろいろと若干調査をしていただいておりますので、一緒にする予定でしたけれども、いろいろな状況、田植えとか今回の雨を含めて間に合っておりませんので、申しわけありませんが、事務局、済みません、よろしく願いいたします。

○議長：事務局、何か補足することがあったら。

○事務局：今、□□委員が説明されたとおりで、□□さんは筑紫野市内には農地を所有しておりません、筑前町と糸島市のほうに所有されております。こちらの分はきちんと耕作されてあるかどうかというところを事務局で直接行って確認しました。

まず、糸島市についてですが、6,479平米の農地を所有しております、そこは7月4日水曜日に確認しましたが、水稻が終わっておるとい、まだ田植えをしたばかりという状況であり

ました。

筑前町につきましては、7月2日月曜日に現地を確認しました。6,008平米を所有してあります。ここにつきましては、池の下というところで、ちょっと湿気が多くて機械が入りづらいというところで、平成26年に取得して、2回ぐらいは一応耕作したんですが、湿気が多いという状況なので、ちょっと農地を改良したいということで、こっちは田植えはしておらず、草刈りだけはきちんとしているという状況になっております。

それぞれの農業委員会事務局のほうに聞き取りをしましたけれど、特に周囲との問題とかはないということでした。

農機具につきましては、トラクター、田植え機、コンバインをそれぞれ1台所有しておるところです。

労働力につきましては、御本人と奥さんと娘さんと息子さんの4名ということです。農業の経験につきましては、□□さんが10年。ほかの奥さんと娘さんと息子さんについては4年ぐらいということになっております。

地域との調和条件ですが、申請地につきましては、引き続き米の作付を行うということであり、今、周囲は米なり、保全管理をしている状況なので、米の作付については特に問題はないかと思えます。

あと、従事日数ですが、本人が120日、奥さんが160日、娘さんと息子さんが90日というところになっております。

以上です。

○議長：どうぞ御質疑等ございましたら。

○委員：委員が少し示唆してありましたけれども、皆さんご存じのように、□□が今あそこにつくろうとしていますよね。あそこは□□をつくろうと思うと土地が足りないんです。要は□□が月に400トンぐらいだったと思いますけど、出てくるわけです。その□□を燃やさないことには□□を処理するところがないんですよね。それをしようと思うと土地を買わないといけない。というところで、ひょっとしたらこれにということを少し懸念されておるわけですよ。これは登記上問題がなければ、このまま通さざるを得ないでしょうけど、次の展開もよく考えておかなければいけないということを皆さんには含んでおってほしいなと思います。老婆心ながら申し上げます。

○議長：ほかに何か御質疑等ありましたら。

今、推進委員の□□さんのほうから将来の使い方も考慮に入れるべきじゃないかというお話もございましたので、そこら辺も十分。私どもはきょう現地を調査いたしまして、そういう話も随分ございました。どうなんだということは、先ほど事務局が説明しましたような話ですので、現

状において、先を想定して、こうするかもしれないからということは農業委員会としては言いにくいなど。だから、今、事務局が言ったように「糸島にも農地を持って、農地でやるんだよ」とはっきり言っている以上は、そのことについては農業委員会としてはやむを得ないかなという感じで、私は現地を見てきました。

もう一つ、私が特に思いますのは、この現地をきょう職務代理と職員と一緒に見に行ったんですけれども、とにかく農業自体が採算性が非常に低くなって、戦後みたいに非常に農地に対する経済性の価値観が下がってきているし、土地も相当下がってきている。こういう状況の中で、段々畑のああいうところで農業を営んでいって採算性が合うのかなという気も、そういう点もちょっと考えてみたんです。そうすると御案内のとおり、この処分される方もいろいろ様子を見ていると、もう荒れておりますし、段々畑でもあるし、それでほかをかみ合わせても農業生産は普通の人にはできないだろうと。やはり、相当今お話がありましたように、よそのところもやったり、ここも一緒にやろうという、若くて……、若くてと言ったら悪いですけども、そういうことに情熱を持って取り組まれるということを前提に、前向きに考えれば、農地として利用されるのであれば、それ以上のことは現状では言いにくいんじゃないかなという感じで、私は帰ってきました。きょう、午前中、事務局と一緒に回ったんですけれども、そういう私の感想だけ一言申し上げます。

○委員：ついでにつけ加えておきますと、譲渡人の□□さんは大体は自分でつくりたいという気持ちはあられるんですが、農地としてできたら残したいということで、□□のほうの方とも話して、預かっていたくようなことも検討されていたんですが、何せ道幅が狭いものでコンバインが入りづらいと。田んぼの中に入ってしまうればそれなりにできるんですが、道が狭いのでどうしようもなく、以前にも□□さんに売られた分があったかと思いますが、そういったことで全部手放しをされています。

□□さんも今回売られていますが、実は地図上の真ん中に□□川があります。その川の両端を、左岸側を□□さん、一部の部分を□□のほうを買われたということになっております。右岸側については、土手が急なんです。道路のすぐ下、旧道の下が相当な斜面で、今回もこの道路が崩壊しております。そういった状況の地域で、いろいろありまして、体の都合といったことで売られておりますので、先ほど言うていただきましたように、将来また出てくるやもしれません。その折には、いるかいなか分かりませんが、議論していただく必要性が伴うかもしれません。

今回書類も全部そろっております。確認もしていただいておりますので認めざるを得ないかなということで。出してきてありますので。

○議長：ほかに何か本件について御質疑等ございましたら御発言願います。

一応、農業委員会としては農地として利用するというのが基本的なスタンスで、どうするか

という問題ですが、農地として利用するというのが現状のようでございますので。

はい、どうぞ。

○委員：今の件で、御本人の耕作日数は何日だったですか。

○事務局：120日です。

○委員：120。相当な事業をされているから、120とれるかなとちょっと。それは本人が言われているから仕方ないことではと思うけど。ほかの方もおられるから、御家族がおられるから問題はないんでしょう。□□の者としては物すごくひっかかるところです、本当に。

(喧騒)

○議長：一時、休憩といたします。

(休憩)

○議長：では、再開します。

ほかに何か御質疑等ございませんでしょうか。

(なし)

○議長：では、御意見は御意見として承っておきますけれども、本件に対する皆さんの採決をとりたいたいでよろしく願いいたします。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

○事務局：はっきり挙げていただかないと、否決したら否決で議事録に残りますので。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めさせてもらいます。

議案第17号、非農地証明願いについてでございます。議案第17号、非農地証明願いに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員の説明をまずお願いします。

○委員：次のページに地図がございますけれども、まず読み上げます。

申請人、住所、氏名、佐賀県三養基郡基山町□□、□□さんです。申請地の表示、□□、そこだけです。田716平米です。当該地は平成8年より、斜線の部分のすぐ下の□□の下の段に□□という倉庫があります。その親戚筋になるので、田んぼを駐車場として貸しておったと。ところが、規模縮小のために駐車場としての使用を中止して、更地にしてあります。すぐ横は□□で、ちょうど境目になります。隣の□□は放置してあって、丘陵地の原野になっています。そういうところですので、市街化調整区域ではあるんですけども、田んぼとしてもとに戻ることはい

というような状況です。

以上でございます。

○議長：何か事務局のほうから補足説明がございましたらお願いします。

○事務局：今□□委員が説明されたとおりであります。議案書に書かれてあるとおり、平成8年ごろより駐車場用地として利用してあるということで、税務課の固定資産税のほうに課税の状況を確認したところ、確かに平成8年度より雑種地として課税されてあるということで、一応公的な証明もなされてあります。

以上です。

○議長：1番について、まず御質疑等を受けてから、次に2番の説明を行ってまいりたいと思いますので、まず1番について御質疑あるいは御意見がある方は御発言願います。

○委員：これ、8年ごろより駐車場用地として利用しているんだったら雑種地にまだなるんですか。雑種地と認めないといけないの。

○議長：雑種地でいいのかという、そこら辺いろいろ分かれるところです。

○事務局：登記の地目としては雑種地になるかなと思います。変更するならですね。

○議長：地目としては雑種地。課税の対象としては。

○事務局：そうです。現況の地目も……。

○議長：課税の対象として、雑種地として課税しているわけですね。

○委員：これが雑種地になったら固定資産税も高くなるでしょう。

○事務局：今時点、課税自体の現況が、8年からずっと雑種地で課税されています。その確認がうちのほうでとれています。だから、農地としての評価を全く8年から1回も受けていないんです。

○委員：なら、雑種地でいいよね。わざわざせんで。

○事務局：いや、だから、届け出を変えないと地目を変えられないからですね。だから、非農地証明を今出してあるということです。

○議長：手続上の問題ですね。

○事務局：手続上で。

○委員：そして、雑種地に変えるわけですか。

○事務局：はい。今現況は、平成8年から課税は雑種地で課税されており、登記上の地目は田のまま。だから、それを非農地証明を出して、地目雑種地で、課税も雑種地に合わせるという形です。

○議長：現況といたしましては、もう農地として使っていない。広くもないし、狭いそこだけだから。周りはずっと家があって囲まれてしまっている。

○委員：駐車場にしてるならね。田んぼに戻されないんだから。

○事務局：戻らないですね。

○議長：1番よろしいですか。そういう手続上の処理で出してきたという状況のようでございます。そういうことで御理解をしていただきたいと思います。何かあったら言ってください。なければ次の説明を受けます。よろしいですか。

(なし)

○議長：次に進みます。

では、2番について、□□委員さん説明をお願いいたします。

○委員：2番、申請人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□ほか3名。申請地の表示、□□ほか11筆。田4,236、畑95。当該地は昭和48年より□□川の氾濫で土砂や流木が流れ込んだため、現状は原野となっております。現地は□□線の□□のすぐ上の県道沿いの土地であります。□□の入り口の□□前バス停の手前側、その右側です。原野となっております。現地は□□委員と確認しております。あと、事務局も現地を見てあると思います。よろしく申し上げます。

○議長：事務局、何か補足お願いします。

○事務局：現地につきましては、今□□委員が説明されたとおり、昭和48年に土砂が流れ込んで、そこに雑木とかが生えて、とてももうもとに戻せるような状況ではないということになっております。地図にあるとおり、道路と河川に挟まれたところでありますので、ほかの農地に害があるというような状況でもありませんでした。

以上です。

○議長：この件について質疑等ございましたら。

我々が調査に行った段階では、道路の横の今変更するところは御案内のとおり、地図にも若干表示してありますけども、傾斜がずっとあって、そういうところが土砂が道路の上から埋まった状態で、全く雑木も生えていますし、記載のとおり原野の状況と言っても過言ではないと思います。その周りの農地を見て回りましたが、周りの農地はまだ農業用道路もちゃんと舗装も市のほうでしてありますし、それから水田としてもつくってあります。この□□川の支流とその間とはとてもない傾斜の状況でございました。それで、私としましては、やむを得ないかなと。線がずっと入っていますように段々畑の傾斜地で、そういうことでございました。一応、現況の報告をさせてもらいました。

本件について何か、1番、2番も含めまして、さらに気がつかれた御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、今までの御質疑等を踏まえまして採決を行いたいと思いま

す。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進めます。

農政議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権の設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：農政議案第9号について説明いたします。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する事項になります。

一覧表をごらんください。今回は新規の案件が1件になっております。読み上げて説明いたします。

貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積852平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。利用権の期間につきましては、平成30年7月11日から平成31年6月10日までの1年間になっております。賃借料につきましては、10アールあたり5,000円になっております。以下、3筆、合計で4筆の面積3,046平米の申請があつているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：本件に対する質疑、意見のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することに決まりました。

一応、今回予定しておりました定例会の議事は全てこれで終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第7回筑紫野市農業委員会定例会を閉会とさせていただきます。